三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大林川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道虻田郡洞爺湖町
川東　四一番一五　一号及び二号
四一番一　三号
四一番一一　四号
七〇番地先道路敷　五号
七四番　六号
八〇番八　七号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大和寺の沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道虻田郡豊浦町
字大和　一五二番五　一号及び九号から十三号まで
一五三番一　二号及び六号から八号まで
一五四番一　三号から五号まで
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
飛生川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道白老郡白老町
字竹浦　七一二番　一号
地先河川敷　二号から四号まで
七一二番　二十六号及び二十七号
五九三番一　二十八号
六三三番　二十九号
六三三番　地先河川敷
胆振東部国有林
一七林班　と一小班　五号及び七号から九号まで
い二小班　六号及び十号
二八林班　い二小班　十一号及び十二号
い四小班　十三号から二十二号まで
二七林班　い二小班　二十三号から二十五号まで

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
セブ川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線、標柱二十五号と二十六号を平成二十四年国土交通省告示第千八十七号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二十六号から五十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道新冠郡新冠町
字泉　五一三番　一号及び五十九号
地先道路敷　二号、四号及び七号から十一号まで
五一三番　五号及び六号
三番七　十四号から十六号まで
五番一　十七号及び十八号
五一六番　十九号及び二十号
七番一　二十一号及び二十二号
五一七番　二十三号
五一〇番四　二十四号
一七番五　二十五号
八番六　三号、五十一号、五十二号、五十五号、五十七号及び五十八号
二三七番　十二号、四十号から四十六号まで、四十九号、五十号及び五十六号
二三六番　十三号
一六四番四　二十六号
一七一番二　二十七号
一七一番一　二十八号、三十号及び三十一号
一七〇番　二十九号
二四〇番　三十二号及び三十三号
二四一番　三十四号及び三十五号
一六八番一　三十六号
二三九番　三十七号から三十九号まで
一六四番三　四十七号及び四十八号
一六三番三　四十九号及び五十四号
一六三番四　五十五号及び五十六号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
川松沢二の沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道富良野市
字西達布　四〇四二番　一号から十三号まで

○国土交通省告示第九百四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ヌナヤ沢
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岩手県岩手郡葛巻町葛巻第五〇地割
字平船　一一九番六　一号
一一九番一　二号及び三号
一〇四番一　十号
一〇四番二　十一号
一〇一番一七　十二号
一〇一番一五　十三号
一〇一番五　十四号及び十五号
一一〇番　十六号
一〇一番四　十七号
一一三番一　十八号
一一三番二　十九号
一一八番二　二十号
字猿形　一〇九番七　四号
一〇八番　五号
一〇九番二　六号から八号まで
一四〇番一　九号

○国土交通省告示第九百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
北袋沢地区第一沢
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四十号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十号を平成十四年国土交通省告示第百九十号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都小笠原村父島
字北袋沢　六八番一地先河川敷　一号
一〇三番一　二号から五号まで
一〇四番　六号
一〇五番　七号から九号まで
一〇一番　十号
一〇六番　十一号から十八号まで
一〇七番　十九号から二十八号まで
一〇八番　二十九号から三十一号まで
六八番一　三十二号、三十三号、三十五号及び三十六号
ロ　次に掲げる土地に存する標柱四十一号から六十号までを順次結んだ線及び標柱四十一号と六十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都小笠原村父島
字北袋沢　一〇三番一　四十一号から四十三号まで及び五十四号から六十号まで
一〇一番　四十四号から四十八号まで
一〇五番　四十九号から五十三号まで

○国土交通省告示第九百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十九年十月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中の川
二　砂防法第二条の土地の表示
昭和四十五年建設省告示第千百八十八号で指定した同号二六に掲げる土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十五年建設省告示第千百八十八号で指定した同号二六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
滋賀県高島市今津町保坂
字長尾サ　五七九番　一号
五八〇番　二号
五六三番　三号及び四号